



発行  
東京都

目次

69

規則

○令和元年における東京都公報発行規則の特例に関する規則……………  
……………（総務局総務部文書課）……………

規程（水）

○令和元年における東京都水道局文書管理規程の特例に関する規程……………

規程（下水）

○令和元年における東京都下水道局文書管理規程の特例に関する規程……………

規則

令和元年における東京都公報発行規則の特例に関する規則を公布する。

平成三十一年四月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十三号

令和元年における東京都公報発行規則の特例に関する規則

令和元年五月一日以後同年中に東京都公報に登載する条例、規則、訓令及び告示の登載番号は、東京都公報発行規則（昭和五十一年東京都規則第百七十七号）第七条の規定にかかわらず、同日から新たに付するものとする。

附則

この規則は、元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行の日から施行する。

行する。

規程（水）

●東京都水道局管理規程第十一号

令和元年における東京都水道局文書管理規程の特例に関する規程を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

東京都水道局長 中嶋 正宏

令和元年における東京都水道局文書管理規程の特例に関する規程

令和元年五月一日以後同年中に東京都公報に登載する管理規程、訓令及び告示の登載番号は、東京都水道局文書管理規程（平成三十一年東京都水道局管理規程第二十六号）第十條第八項の規定にかかわらず、同日から新たに付するものとする。

附則

この規程は、元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行の日から施行する。

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第十九号

令和元年における東京都下水道局文書管理規程の特例に関する規程を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

東京都下水道局長 和賀井 克夫

令和元年における東京都下水道局文書管理規程の特例に関する規程

令和元年五月一日以後同年中に付する管理規程、訓令及び告示の番号は、東京都下水道局文書管理規程（平成十六年東京都下水道局管理規程第二十三号）第二十九條第二項の規定にかかわらず、同日から新たに付するものとする。

附則

この規程は、元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行の日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

